

令和7年1月30日
北海道運輸局
自動車交通部
交通政策部

トラック・物流Gメンによる 「集中監視月間(令和6年11月・12月)」の取組結果 ～物流2024年問題の解消に向けて～

国土交通省では、令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけ、物流2024年問題の解消に向けた様々な取組を実施しています。このたび、北海道運輸局における取組をまとめましたので公表します。

取組結果(詳細は別紙参照)

○【荷主訪問による協力願い】

物流2024年問題の解消には、トラック事業者だけではなく、発着荷主企業、元請事業者、倉庫事業者などの連携が不可欠のため、物流拠点202か所(月平均の2.4倍)を訪問し、「物流2024年問題」「違反原因行為」「標準的運賃」に関するご理解とご協力を呼びかけました。

○【トラック事業者等への情報収集】

北海道トラック協会が選任したGメン調査員と合同でドライバーへの聞き取り調査及びトラック事業者、倉庫事業者に対し、訪問・電話によるプッシュ型情報収集を266件(月平均の4.7倍)実施しました。

○【違反原因行為の疑いのある荷主等への「働きかけ」】

トラック事業者等から入手した情報に基づき、違反原因行為の疑いのある荷主等に対し「働きかけ」を29件(月平均の5.8倍)実施しました。

※「働きかけ」の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを実施します。

「働きかけ」後も改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、更なる法的措置の実施を含め適切に対応します。

【問い合わせ先】

〈トラック事業関係〉

○ 北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 (担当:砂田・高橋・三宅)
電話 011-290-2743

〈倉庫事業関係〉

○ 北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課 (担当:松本・村上・片山)
電話 011-290-2726